

にっしん

農業委員会

AGRICULTURAL
COMMITTEE

日進市農業委員会

第3号

平成22年2月1日
発行編集
日進市農業委員会
電話(0561)73-2197

だより・



本郷町周辺の田園風景

日進市農業委員会会長の牧正行でございます。



日進市農業委員会
会長 牧 正行

日頃は、日進市の農政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
本市における「農」を取り巻く現状は、農業者の高齢化等による営農面積の減少と、その一方では、急増している市民の「農」に対する関心の高さがあげられます。
これから、「農」を振興するために、市民が身近に楽しむための市民農園や果樹や野菜の「もぎとり体験」といった体験農園の開設等も重要な方策と考えます。また、農地を集積し大規模農業の推進をはかることも必要になっています。今後、委員会では、「農」を通した交流の場をつくり、「農」に対する理解を深められるよう努めたいと思います。

現在、検討中の市の田園フロンティアパーク構想もあり、今後も市や農協等と協力しながら、方策を検討、実行し、日進の農地を守り、農業を発展させていきたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**日進の「農」を守り、
振興する**

—農地を守る 農業委員会の使命

日進市農業委員会の取組み

1

「農地の転用・売買・賃借等の議案の審議・議決」と
「農地パトロール活動」

農業委員会は、農地の転用や売買等の議案の審議、議決を行います。また、農地をパトロールし、遊休農地の実態把握、調査や違反転用の状況等を確認し、必要に応じて是正の指導を行っています。

さらに、最近、近隣市で悪質な粘土採取事業者が土を埋め戻す際に産業廃棄物を埋め、摘発されるケースがありました。本年度より、新たに委員を選任し「粘土採取地等パトロール」を実施しています。

また、12月議会で土質調査等を事業者に義務付ける「日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例」が制定されました。

地権者の方々におかれましても、自身の農地を守るため、埋め戻す

土について確認する等、管理をしていただきますようお願いします。



農地パトロール

2
「遊休農地の解消・活用」と「食育」の推進



南部保育園給食

今後も、遊休農地の活用、食育事業を継続し、「農」や「食」の大切さを伝えていきたいと思います。

他にも、小学校の菜園で、児童に野菜の植付け指導を行っています。

5月には、収穫したタマネギを使つた給食（カレー）を園児と一緒に楽しくいただき、また、全保育園に収穫したタマネギを配り、給食に使用してもらいました。



タマネギの収穫



タマネギの植付け

ネギ、スイカ、エダマメ、ミニートマト、ジャガイモ、サツマイモ、ラッカセイ）の植付け・収穫体験、採れたて野菜の試食（焼き芋、フライドポテト、蒸かし芋等）を行っています。



野菜研究会メンバー

私たち日進野菜研究会は、朝市33周年祭を7月に実施することができました。発足当初は、大変なときもありましたが、年々、品数も増え、旬の野菜、加工食品、花などを対面販売にて行い、現在も毎週日曜日を行っています。

昨年は、野菜作りの教室が計画されて、朝市スタッフもお手伝いすることになりました。

また、大きな事業として、「朝市ファーム」の名称で遊休農地を利用した市民農園100区画を整

地し、9月に開園しました。開園時、若い親子連れから年輩の方まで、楽しく農作業をする姿が見られ、とてもほほえましく思いました。汗をぬぐいながら、がんばつて種まき、苗の植付けをする熱心な姿を見ると、思わずうれしく思います。

今後も日進市の地産地消、食育を推進するため、朝市活動を中心とし、野菜の生産、販売、栽培技術の普及啓発を行っていきます。

遊休農地で市民農園

日進野菜研究会 会長 加藤そめ子



朝市ファーム



概要

牛乳の生産、販売を中心に、牛乳から作ったソフトクリームや生キャラメルの販売をしています。

牧場には、広大な菜の花、ひまわり、コスモスなどの花畠や動物ふれあい広場、バーベキュー場、パターゴルフ場など

農業の担い手～愛知牧場～

活躍する

があり、週末には多くの家族連れが来場し、憩いの場となっています。

取り組み

乳搾り体験やバター作り体験、牛乳作りも見学することができ、「農」や「食」の大切さを来場者が参加しながら、また、楽しみながら学べるようにしていま

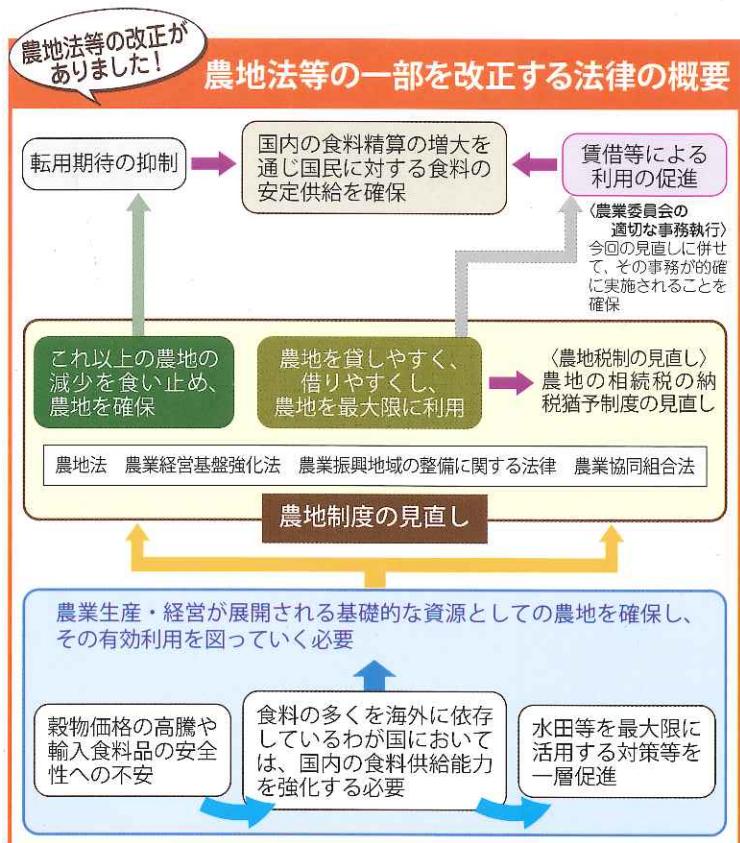
す。



乳搾り体験

●問合せ先 (有)愛知兄弟社

電話 0561-72-1300
住所 日進市米野木町南山977



農地転用規制が厳格化	許可不要であった病院、学校等公共転用も許可の対象。 違反転用に対する罰則の強化（罰金額の引上げ 300万円以下 ⇒ 1億円以下）など。
農用区域内農地の確保	農用区域内の農地については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合、同区域から除外できません。
その他	
民法により 20 年以内とされている農地の賃貸借の存続期間が 50 年以内となります。標準小作料制度は廃止され、農地の賃貸料情報の提供等を行ないます。相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要になります。	

農地の貸し借りの見直し	農地貸借で、農地を適切に利用しない場合に貸借を解除する旨の条件を付した上で、地域の農業者との適切な役割分担や経営の継続性・安定性が見込まれる「農業生産法人以外の法人」「農作業常時従事者以外の個人」にも権利設定ができるようになります。相続税納税猶予制度が見直され、農地を他の人に貸した場合でも、適用が受けられるようになります。（市街化区域内農地は除く）
農地の面的集積の促進	公的な信用力のある機関（市町、農協等）が多数の農地所有者から貸付の委任を受け、農地の利用者へまとまった形で貸付を行なう仕組みが導入されます。
遊休農地対策の強化	全ての遊休農地を対象に指導・勧告。 所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等が設けられます。

農地の転用・売買・賃借等は、日進市農業委員会へご相談ください。

農地を農地以外に転用又は農地を売買・賃借等する場合は、農地法上の許可申請（市街化区域については届出）が必要です。

特に、農地の転用については、資材置場や粘土採取などの一時的な転用でも許可申請（届出）が必要です。無断で転用されますと罰則もありますので、必ず農業委員会にご相談ください。

●連絡・相談先

日進市農業委員会（日進市役所産業振興課内農業委員会事務局）

電話：0561－73－2197

ほくらの農業体験
～田植えから収穫まで、体験を通して思う～

相野山家庭教育推進協議会

田んぼのある風景に癒され、5月のひんやりした田に、裸足で入る心地よさ、初めて参加する田植え、子どもも大人も心がも大人も心が踊る。小ちやな子が苗を持ったままころぶ、そのまま見てころんでみたり、どんどん遊びをする子、自然を体で感じ、言葉では表しようのない感動を覚える。

田植え

暑い夏に生育し、黄金色に実った稻を9月19日（土）稲刈り

26日（土）脱穀はざ掛け（乾燥）された稻を9月足踏み脱穀機からコンバインを見ながら説明を受け、いざ開始。

横一列になり、落穂拾い（ミレーの「落穂拾い」を思い出す）

稻刈り

いろいろな農業体験を通して、お米の大切さ、ありがたさ、がんばること、協力して作業した思い出、自然の大切さを学び、家族の共通した話題作りになってくれたらしいなと思う。

はざ掛け